

岳南広域消防組合消防法等施行細則

〔平成31年4月1日〕
規則第2号

改正 令和元年8月5日 規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）、消防法施行令（昭和36年政令第37号）及び消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号。以下「省令」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(立入検査の証票)

第2条 法第4条第2項（第16条の5第3項及び第34条第2項において準用する場合を含む。）の規定による組合長の定める証票は、様式第1号のとおりとする。

(火災に関する警報の発令基準)

第3条 法第22条第3項の規定による火災に関する警報の発令基準は、おおむね次に掲げる気象状況で、火災の予防上危険であると認めたとしとする。

- (1) 実効湿度が60パーセント以下であり、最低湿度が40パーセント以下であって、最大風速が毎秒7メートルを超える見込みのとき。
- (2) 平均風速毎秒10メートル以上の風が1時間以上連続して吹く見込みのとき。

(たき火又は喫煙の制限)

第4条 法第23条の規定により組合長がたき火又は喫煙の制限をするときは、これを告示し、区域内にたき火又は喫煙制限の標札を掲示するものとする。

(火災等の通報場所)

第5条 法第16条の3第2項の規定に基づく危険物の事故の通報場所及び法第24条第1項（法第36条第8項において準用する場合を含む。）の規定に基づく火災その他の災害を発見した者の通報場所は、消防署のほか、消防本部又は分遣所とする。

(公示の方法)

第6条 省令第1条に規定する公示の方法は、次に掲げる方法とする。

- (1) 消防本部及び命令を受けた防火対象物を管轄する消防署への掲示
- (2) インターネットの利用

(防火対象物の点検基準等)

第7条 省令第4条の2の6第1項第9号に規定する点検基準は、次のとおりとする。

- (1) 岳南広域消防組合火災予防条例（平成7年岳南広域消防組合条例第9号。以下「条例」という。）第3条から第10条の2まで及び第17条の2に規定する火を使用する設備及びその附属設備の位置、構造及び管理の基準に適合していること。
- (2) 条例第18条から第22条までに規定する火を使用する器具及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある器具の取扱いの基準に適合していること。
- (3) 条例第23条及び第26条に規定する火の使用に関する制限等の基準に適合していること。
- (4) 条例第30条から第32条まで（第31条の6を除く。）に規定する指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの基準に適合していること。
- (5) 条例第33条から第34条の2までに規定する指定可燃物等の貯蔵及び取扱いの基準に適合していること。
- (6) 条例第17条の3、第22条の2及び第34条の3の規定の適用を認めた状況で維持されていること。

2 前項各号の基準について行った法第8条の2の2第1項の規定による点検の結果は、防火対象物点検票（様式第2号から様式第4号まで）に記載し、これを省令第4条の2の4第3項に規定する報告書に添付するものとする。

3 防火対象物の点検基準に係る点検項目、点検方法及び判定方法は、別表第1から別表第3までのとおりとする。

（消防長が定める規程の公表）

第8条 消防長が定める規程を公表しようとするときは、公表の旨の前文、年月日及び消防長名を記入して、消防長印を押さなければならない。

2 規程の公表は、次に掲げる方法によるものとする。

- (1) 岳南広域消防本部及び消防署への掲示
- (2) インターネットの利用
- (3) その他消防長が必要と認める方法

（補則）

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、消防長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(岳南広域消防組合防火対象物点検基準及び特例認定基準の廃止)

2 岳南広域消防組合防火対象物点検基準及び特例認定基準(平成15年岳南広域消防組合告示第5号。以下「旧防火対象物点検基準等」という。)は、廃止する。

(岳南広域消防組合火災予防条例施行規則の一部改正)

3 岳南広域消防組合火災予防条例施行規則(平成7年岳南広域消防組合規則第1号)の一部を次のように改正する。

第1条中「消防法(昭和23年法律第186号。以下「法」という。)及び」を削る。

第2条から第4条までを次のように改める。

第2条から第4条まで 削除

様式第1号を次のように改める。

様式第1号 削除

附 則(令和元年8月5日規則第3号)

この規則は、令和元年8月5日から施行する。

別表第1（第7条関係）

点検項目		点検方法	判定方法
火を使用する設備の位置・構造及び管理等	火を使用する設備等	設備の位置	設備から一定の数値以上の距離を要する建築物等の部分及び可燃性の物品に炭化状態が見られないこと。 ただし、火花を生ずる設備・放電加工機を除く。
		設備の管理	1 設備及びその附属設備に破損、亀裂及び燃料漏れがないこと。ただし、掘りごたつ及びいろりを除く。 2 厨房設備の天蓋及び天蓋と接続する排気ダクト内の清掃が行われていること。
	具等	器具の取扱い	1 器具から一定の数値以上の距離を要する建築物等の部分及び可燃性の物品に、炭化状態が見られないこと。 2 不燃性の床上又は台上で使用していること。
	火の使用に関する制限等	喫煙等の制限	1 条例に基づき火の使用に関する制限がされている場所（以下「禁止場所」という。）において、喫煙し、裸火を使用し又は火災予防上危険な物品の持ち込み（以下「禁止行為」という。）を行っていないか関係のある者の聴取及び目視により確認すること。 2 禁止場所には、条例で定める標識が設置されているか目視により確認すること。 3 喫煙が全面的に禁止されている防火対象物には、全面的な喫煙の禁止を確保するために消防長が火災予防上必要と定める措置が行われているか関係のある者の聴取及び目視により確認すること。 4 3以外の防火対象物には、適当な数の吸殻容器を設置した喫煙所を設け、条例で定める標識の設置等について目視により確認すること。 5 劇場等において階ごとに喫煙所を設けない場合は、禁煙を確保するために消防長が火災予防上必要と認める措置が行われているか関係のある者の聴取及び目視により確認すること。

		玩具用煙火の制限 玩具用煙火を火薬類取締法施行規則（昭和25年通商産業省令第88号）で定める数量の5分の1以上取り扱っている場合は、貯蔵又は取扱いの状況について関係のある者の聴取及び目視により確認すること。	蓋のある不燃性の容器に入れるか、防災処理したおおいをしていること。
--	--	--	-----------------------------------

備考

- 1 点検の対象とする火を使用する設備等は、炉・風呂釜・温風暖房機・厨房設備・ボイラー・ストーブ・壁付暖炉・乾燥設備・サウナ設備・簡易湯沸設備・給湯湯沸設備・掘りごたつ及びいろり・ヒートポンプ冷暖房機・火花を生ずる設備・放電加工機とすること。
- 2 点検の対象とする火を使用する器具等は、液体燃料を使用する器具・固体燃料を使用する器具・気体燃料を使用する器具・電気を熱源とする器具・使用に際し火災の発生のおそれのある器具とすること。
- 3 条例で定められた火を使用する設備等の位置、構造及び管理、火を使用する器具等の取扱いその他火の使用に関する制限等の基準に適合していないと認められる場合は、立会者に基準に適合するよう助言するとともに、その内容を点検票の「状況及び措置内容」の欄に記入すること。
- 4 届け出を要する火を使用する設備等を設置している場合は、消防長又は消防署長に届け出されている内容を確認すること。

別表第2（第7条関係）

点検項目		点検方法	判定方法	
指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱い	貯蔵又は取扱い数量	危険物の貯蔵又は取り扱う数量について関係のある者の聴取及び目視により確認すること。	指定数量以上の危険物が貯蔵又は取扱いされていないこと。	
	火気の使用制限	みだりに火気を使用していないか関係のある者の聴取及び目視により確認すること。	みだりに火気を使用されていないこと。	
	漏れ、あふれ又は飛散の防止	危険物が漏れ、あふれ又は飛散していないか目視により確認すること。	危険物が漏れ、あふれ又は飛散していないこと。	
	容器	危険物を貯蔵又は取り扱う容器に破損、腐食、裂け目等がないか目視により確認すること。	容器に密栓不良、破損、著しい腐食、裂け目等がないこと。	
	少量危険物	計器類に関する監視	適正な温度、湿度又は圧力が保たれているか関係のある者の聴取及び目視により確認すること。	設置された計器類（温度計、湿度計、圧力計等）が機能していること。
		タンク本体	1 タンク（地下タンクは除く。）にさびがないか目視により確認すること。 2 引火防止装置に損傷、目詰まり、腐食がないか目視により確認すること。ただし、引火点が40℃以上の危険物を除く。 3 流出を防止するための措置について目視により確認すること。	1 タンクに著しいさびがないこと。 2 引火防止装置に目詰まり、著しい損傷及び腐食がないこと。 3 流出を防止するための措置に著しい破損、亀裂等がないこと。
配管		配管に腐食及び損傷がないか目視により確認すること。 なお、埋設配管の場合にあっては、点検箱内の配管接合部分の状況を目視により確認する。	著しい腐食及び損傷がないこと。	

備考

- 1 条例で定められた指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等に適合していないと認められる場合は、立会者に基準に適合するよう助言するとともに、その内容を点検票の「状況及び措置内容」の欄に記入すること。
- 2 危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）別表第3に掲げる指定数量の5分の1以上（個人の住居で貯蔵し、又は取り扱う場合にあっては、指定数量の2分の1以上）指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱っている場合は、消防長又は消防署長に届け出されている内容を確認すること。

3 地下タンクからの危険物の漏れの有無は、漏洩を検知する設備により確認すること。

別表第3（第7条関係）

点検項目		点検方法	判定方法
指定可燃物等の貯蔵及び取扱い	可燃性液体類等	火気の使用制限	みだりに火気を使用していないか関係のある者の聴取及び目視により確認すること。
	可燃性液体類等	漏れ、あふれ又は飛散の防止	可燃性液体類等が漏れ、あふれ又は飛散していないか目視により確認すること。
	可燃性液体類等	容器	可燃性液体類等を貯蔵又は取り扱う容器に破損、腐食、裂け目等がないか目視により確認すること。
	可燃性液体類等	計器類に関する監視	適正な温度、湿度又は圧力が保たれているか関係のある者の聴取及び目視により確認すること。
	可燃性液体類等	タンク本体	1 タンク（地下タンクは除く。）にさびがないか目視により確認すること。 2 流出を防止するための措置について目視により確認すること。
	可燃性液体類等	配管	配管に腐食及び損傷がないか目視により確認すること。 なお、埋設配管の場合にあっては、点検箱内の配管接合部分の状況を目視により確認する。
綿花類等	綿花類等	火気の使用制限	みだりに火気を使用していないか関係のある者の聴取及び目視により確認すること。
	綿花類等	集積単位	集積単位相互間の距離が保たれているか目視又は関係のある者の聴取により確認すること。
	綿花類等	計器類に関する監視（廃棄物固形化燃料等を貯蔵し、又は取り扱う場合）	1 温度測定装置の設置の有無を目視により確認すること。 2 水分管理又は温度、可燃性ガス濃度の監視による廃棄物固形化燃料等の発熱の状況の監視に関する実施状況を関係のある者の聴取及び目視により確認すること。

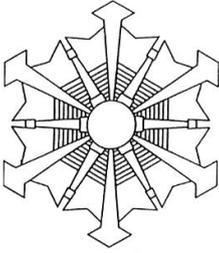
備考

- 1 条例で定められた指定可燃物等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等に適合していないと認められる場合は、立会者に基準に適合するよう助言するとともに、その内容を点検票の「状況及び措置内容」の欄に記入すること。
- 2 条例で定められた数量の5倍以上（再生資源燃料、可燃性固体類等及び合成樹脂類にあっては、定められた数量以上）の指定可燃物を貯蔵し又は取り扱っている場合は、消防長又は消防署長に届け出されている内容を確認すること。

3 地下タンクからの可燃性液体及び指定数量の5分の1以上指定数量未満の動植物油類の漏れの有無は、漏洩を検知する設備により確認すること。

様式第 1 号（第 2 条関係）

（表）

第	号	年	月	日	交付
					
立入検査証					
氏	名				
生	年	月	日		
岳南広域消防組合					印

備考

- 1 消防章は、直径 22 ミリメートルとする。
- 2 寸法は、縦 91 ミリメートル、横 55 ミリメートルとする。

（裏）

<p>本証は、消防法第 4 条第 2 項（第 16 条の 5 第 3 項及び第 34 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により発行したものである。</p> <ol style="list-style-type: none">1 本証は立入検査以外に使用してはならない。2 本証は他人に貸与してはならない。
--

点 検 項 目		点 検 結 果		状 況 及 び 措 置 内 容	
		判 定	不 備 内 容		
火を使用する設備の位置・構造及び管理等	設 火 備 を 使 用 す る 等	設 備 の 位 置	<input type="checkbox"/> 適		
			<input type="checkbox"/> 否		
	設 備 の 管 理	<input type="checkbox"/> 適			
		<input type="checkbox"/> 否			
	器 用 火 具 す を 等 使	器 具 の 取 扱 い	<input type="checkbox"/> 適		
			<input type="checkbox"/> 否		
	関 火 す の 使 用 に	喫 煙 等 の 制 限	<input type="checkbox"/> 適		
			<input type="checkbox"/> 否		
玩 具 用 煙 火 の 制 限	<input type="checkbox"/> 適				
	<input type="checkbox"/> 否				
備					
考					

- 備考
- この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 判定の欄は、適正な場合は「適」の□にレ点を記入し、不備のある場合は「否」の□にレ点を記入するとともに、不備内容の欄にその内容を記入すること。
 - 状況及び措置内容の欄には、点検時の点検項目の状況及び点検の際措置した内容を記入すること。
 - 該当のない点検項目については、状況及び措置内容の欄に「該当なし」と記入すること。

点 検 項 目		点 検 結 果		状 況 及 び 措 置 内 容	
		判 定	不 備 内 容		
指 定 数 量 未 満 の 危 険 物 の 貯 蔵 及 び 取 扱 い	貯 蔵 又 は 取 扱 い 数 量	<input type="checkbox"/> 適			
		<input type="checkbox"/> 否			
	火 気 の 使 用 制 限	<input type="checkbox"/> 適			
		<input type="checkbox"/> 否			
	漏 れ ・ あ ふ れ 又 は 飛 散 の 防 止	<input type="checkbox"/> 適			
		<input type="checkbox"/> 否			
	容 器	<input type="checkbox"/> 適			
		<input type="checkbox"/> 否			
	少 量	計 器 類 に 関 する 監 視	<input type="checkbox"/> 適		
			<input type="checkbox"/> 否		
	危 険 物	タ ン ク 本 体	<input type="checkbox"/> 適		
			<input type="checkbox"/> 否		
	配 管	<input type="checkbox"/> 適			
		<input type="checkbox"/> 否			
備 考					

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 2 判定の欄は、適正な場合は「適」の□にレ点を記入し、不備のある場合は「否」の□にレ点を記入するとともに、不備内容の欄にその内容を記入すること。
 - 3 状況及び措置内容の欄には、点検時の点検項目の状況及び点検の際措置した内容を記入すること。
 - 4 該当のない点検項目については、状況及び措置内容の欄に「該当なし」と記入すること。

